

～市道清掃報奨金～

市道の維持管理にご協力をお願いします。

令和4年度は95自治会のご協力により、市内223ヶ所にも及ぶ市道清掃が行われました。

今年度も引き続き、地元皆様のご協力とともに、市道路の維持管理を進めていくために、自治会で行う市道清掃に対して報奨金をお支払い致します。



【実施要領】

- 報告は、必ず「自治会」単位でお願いします。（事前申請は不要）
※旧自治会単位、及び班ごとでの申請はできません。
- 年1回分の活動が対象です。（複数路線でも可）
- 活動とは、市道の草刈り・側溝清掃をいいます。
※報奨金額については、裏面をご確認ください。
- 活動が完了したら、次の書類を提出してください。
 - ①実施報告書
 - ②振込口座届書（通帳をご持参ください。確認書類としてこちらでコピーを取らせていただきます。）
 - ③地図など（場所・範囲がわかるもの）
- 提出先は最寄り庁舎の次の課へお願いします。
 - ・高田・・・建設課
 - ・真玉・・・地域総務一課（窓口）
 - ・香々地・・・地域総務二課（窓口）
- 実績が確認出来次第、報奨金を指定口座へ振り込みます。

【市道清掃に関するお問い合わせ】

建設課 建設総務係 TEL ⑦22-3100（代表）・内線5503

《清掃作業中に、万が一事故にあった場合には・・・》

全国市長会が運営する行政全般にわたる保険制度「市民総合保険」に加入しております（掛け金については、市が負担しております）ので、事故が起こってしまった際には、早急に下記担当課までご相談ください。

財政課 管財係 TEL ⑦22-3100（代表）・内線3402

支給額の基準

区分		金額
草刈り	道路延長200m以上1,000m未満	10,000円
	道路延長1,000m以上2,000m未満	20,000円
	道路延長2,000m以上3,000m未満	30,000円
	道路延長3,000m以上4,000m未満	40,000円
	道路延長4,000m以上5,000m未満	50,000円
	道路延長5,000m以上6,000m未満	60,000円
	道路延長6,000m以上7,000m未満	70,000円
	道路延長7,000m以上8,000m未満	80,000円
	道路延長8,000m以上9,000m未満	90,000円
	道路延長9,000m以上10,000m未満	100,000円
側溝清掃	市道の側溝清掃(概ね100m以上から対象)	一律10,000円
※	草刈り及び側溝清掃の両方を実施した場合の上限額	110,000円